

令和7年第11回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月26日(水) 開会 午後 2時25分

2. 開催場所 入間市農村環境改善センター 洋室会議室(大)、(小)

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 7番 上原和子

8番 中村勝雄 9番 荻野 実 11番 野村雅紀

4. 欠席委員(1人)

6番 宮岡康光

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について

議案第6号 金子地区(根岸地区を除く)、東金子地区、藤沢地区地域計画案について
の農業委員会の意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

宇津木保男 齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

副主幹 浅川 英雄

9. その他の出席者

農業振興課長 小松 辰也

農業振興課主査 酒井 大

農業振興課主任 岸 秀人

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第11回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、6番 宮岡康光委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、2番 宮岡幸江委員、3番 清水 昇委員、以上2名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第2号の2番につきましては、豊泉隆推進委員に対し、議案第3号につきましては、5番 清水裕司委員、岩田浩推進委員に対し、議案第5号の5番につきましては、的場利夫推進委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくこととなります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。議案第1号1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

11月19日に、申請地の状況確認、貸渡人から自宅で聞き取りを行いました。親族間で貸借する案件となります。

申請地は案内図のとおり、東金子保育所東側にある農地です。

申請者は、東側農地を共同で所有し、畑を耕作している方です。

農地法改正に伴う5反要件が無くなったことに伴い、申請地を所有する親族と相談のうえ借り受けする事に伴う申請です。

申請地は現在、茶並びに一部野菜が作付けされておりますが、借り受け後も引き続き茶並びに野菜畑として利用する計画との事でした。

借受人は耕運機・茶刈機を所有し、現在の農地の状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

11月22日、現地を確認しました。久保田委員の説明のとおり、支障ないかと思われま
すので、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

久保田委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断され
ます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、
配付議案書のとおりとなります。

申請地は現在、茶並びに野菜が作付けされておりますが、借り受け後も引き続き茶並びに
野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1番の議題についてですが、譲受人・譲渡人の連名での取下願が提出されましたので、本案件の審議は行わず、次の議題に移ります。

次に、2番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、豊泉隆推進委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(豊泉推進委員 退席)

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番(中島伸吉君)

4番、中島です。議案第2号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

11月21日に、申請地の状況などを確認してまいりました。

申請地は案内図のとおりであり、周囲は茶畑に囲まれたところとなっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。狭山茶ブランドの向上に寄与している施設であり、規模も適正なものとなっているため一時転用はやむを得ないものと思われまます。

申請について特に支障ないかと思われまます、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

11月21日に、中島委員とは別に現地を確認しました。中島委員の説明とおり、特に支障はないかと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、入間市が観光事業と狭山茶ブランドの振興を目的に、茶畑の景観活用事業として茶畑テラスを設置するための一時転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地については、農用地域内にある農地です。

農用地域内にある農地の不許可の例外については、「仮工作物の設置その他の一時転用で、農業振興地域整備計画に支障を及ぼさない場合」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、支障がないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

都市計画法に関しましては、建築物にはあたらないため、開発許可等は必要ありません。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況です。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（久保田委員 挙手）

○農業委員10番（久保田勝君）

一時転用の期間というのは何年ですか。

○事務局

前は一時転用の上限である3年でしたが、今回も3年間の設定となっております。

○議長

ほかに何かございますか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

ここで、豊泉隆推進委員の退席を解除いたします。

(豊泉推進委員 着席)

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

議案第3号の1番から55番は、農用地利用集積等促進計画の案により、賃貸借権・使用貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

なお、議事参与の制限の規定により、5番 清水裕司委員、岩田浩推進委員に対し、当該事案の審議終了まで退席願います。

(清水裕司委員・岩田浩推進委員 退席)

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

別紙1の令和7年度第8回農用地利用集積等促進計画(案)をご覧ください。

なお、1番から8番までの農地について、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定がされておりましたが、制度の見直しに伴い農地中間管理事業による貸借とし、引き続き耕作を行うものです。

権利の種類は使用貸借。内容は普通畑又は畑として利用予定です。貸借期間は令和8年1月1日から令和12年12月31日までの5年となります。

次に、9番から52番までの設定する権利の種類は賃貸借。内容は茶畑として利用予定です。貸借期間は令和8年1月1日から令和17年12月31日までの10年となります。なお、こちらの耕作者については、概要を事務局にて説明いたします。こちらの借受け希望者は、金融機関母体の法人が出資し、平成27年3月に設立された農業法人です。法人としての年数は10年程ではございますが、生産部門を取り仕切る役員は、約27年にわたり製茶経営に携わった経験者であり、茶の栽培や加工、地域の実情も熟知しております。製茶工場は金子地区内にあり、借入地までの所要時間は5分から15分ほどでございます。

次に、53番から54番の設定する権利の種類は使用貸借並びに賃貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は53番が令和8年1月1日から令和18年2月28日までの10年2か月、54番が令和8年1月1日から令和13年2月28日までの5年2か月となります。

最後に55番の設定する権利の種類は賃貸借。内容は茶畑として利用予定です。貸借期間は令和8年1月1日から令和17年12月31日までの10年となります。

借受けに際し、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、議案第3号の1番を議題といたしますが、1番と3番から7番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、1番と3番から7番を一括議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。

議案第3号1番については、11月22日に、的場推進委員とは別々に現地確認してまいりました。3番から7番については、同日22日に宇津木推進委員と一緒に、現地確認してまいりました。

借受人は、市内や瑞穂町で耕作する野菜農家です。

今回の申請地について、野菜畑として耕作されておりますが、引き続き野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

清水委員とは別々になりましたが、現地の方は確認しております。清水委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保夫君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

11月22日に、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障はないと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の2番を議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。

11月23日に、西三ツ木地区にある1筆の農地の状況を、三木推進委員とは別々に確認してまいりました。

議案第3号2番については、引き続き野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

11月21日、上原委員とは別々に現地を確認してまいりました。上原委員の説明のとおり、特に支障はないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の8番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。

11月22日に、二本木地区にある1筆の農地の状況を、宇津木推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で耕作する法人です。

今回の申請地については、野菜畑として耕作されておりますが、引き続き野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

11月22日に、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の9番を議題といたしますが、9番から52番までは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、9番から52番を一括議題といたします。

それでは、担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。

11月22日に、金子上地区にある2筆の農地の状況を、的場推進委員と一緒に確認してまいりました。

この2筆の農地について、茶樹が栽培され適正に管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(的場利夫君)

金子地区推進委員の的場です。

11月22日、野村委員と一緒に現地を確認いたしました。野村委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番(上原和子君)

7番、上原です。

11月23日に、金子中地区にある5筆の農地の状況を、三木推進委員と別々に確認してまいりました。

この5筆の農地について、管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

11月23日、上原委員とは別々に現地を確認いたしました。上原委員の説明のとおり、特に支障はないかと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。

11月21日に、金子下地区にある29筆の農地の状況を、豊泉推進委員とは別々に確認してまいりました。

この29筆の農地について、適切に管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

11月23日、現地を確認しました。中島委員の説明のとおり、支障ないと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

10 番、久保田です。

11 月 19 日に、東金子地区にある 8 筆の農地の状況について、間野推進委員と別々に確認してまいりました。

この 8 筆の農地について、管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

11 月 22 日、久保田委員とは別々に現地を確認しました。

久保田委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第 3 号の 53 番を議題といたしますが、53 番と 54 番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、53 番と 54 番を一括審議といたします。

それでは、担当 9 番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員 9 番（荻野実君）

9 番、荻野です。議案第 3 号の 53 番及び 54 番について、一括してご説明いたします。

11 月 20 日に、宮寺地区にある 2 筆の農地の状況を、田中推進委員とは別々に確認してまいりました。

現地は案内図のとおり、53 番については、所沢市境の大森調整池に隣接する農地で、周辺も農地が広がる区域となります。54 番については、宮寺地区体育館に近く、宅地が隣接するものの、周辺は農地が広がる区域です。

両農地とも、現在はきれいに耕うんされ、適正に管理されておりました。

借受人は、宮寺地区を中心に露地野菜を耕作する法人です。

今回の申請地について、借受後も野菜畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

11月24日、荻野委員とは別々に現地を確認してまいりました。

荻野委員の説明のとおり、支障はないかと思われまますのでよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の55番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第3号の55番について、ご説明いたします。

11月20日に、宮寺地区にある1筆の農地の状況を、岩田推進委員とは別々に確認してまいりました。

現地は案内図のとおり、福祉施設や住宅が多いものの、周辺は農地が広がる区域となっております。

農地は5反弱の茶畑となりますが、きれいに整枝が施され適正に管理されておりました。

借受人は、市内で茶業を営む製茶農家です。

また、借受人が耕作する他の農地におきましても、皆きれいに管理され、必要な農機具も複数所有しておりますことから、借受後も耕作していくことに問題はないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

11月24日、岩田推進委員の代わりに、現地を確認してまいりました。

荻野委員の説明のとおり、支障はないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま1番から55番までの説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

○議長

特に無いようですので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

ここで、5番 清水裕司委員、岩田浩推進委員の退席を解除いたします。

（清水裕司委員・岩田推進委員 着席）

続いて、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

今回は、はじめに事務局からの説明を願います。

○事務局

納税猶予に関する適格者証明について、新規の案件もしくは耕作の状況に疑義がある案件について議案として審議をいただいているところでございますが、今回の案件は平成7年度の申請以来30年に渡り適格者証明の交付が無く、今回農地所有者から初めて「引き続き農業を行っている旨の証明の申請」を求められたため、今回は通常の実務局専決による報告という形ではなく、総会に議案として諮る形を取らせていただきました。

○議長

次に、担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。議案第4号の1番について、ご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、その他参考事項について、配布議案書のとおりです。

11月22日に、的場推進委員と一緒に現地確認を行いました。また、相続人からも電話にて話を伺いました。

相続人は住所地を中心に耕作を行う農家で、対象農地は果樹や野菜畑として適切に利用しております。耕作はご本人が行っており、農機具についても、トラクター2台、耕運機5台、軽トラック1台など必要なものを所有しております。

現地の耕作状況や農機具の所有状況から、相続税納税猶予の適格者証明を行うにあたり、特段問題はないと思われませんが、ご審議の程宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

11月22日、野村委員と一緒に現地を確認いたしました。野村委員の説明のとおり、支障はないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

なければ質疑を終わります。申請者は農業経営を行っている者と認められますので、証明することについてご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

（農業振興課職員 前へ移動）

○議長

続いて、議案第5号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、入間農業振興地域整備計画の変更ですが、個々の案件について、1件ずつ農業振興課より説明を受け、その都度、皆様からご意見をいただきます。

計画の変更に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

はじめに、議案について、事務局から説明願います。

○事務局

議案第5号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号）第3条の2第2項の規定に基づき、農用地区域除外申出案件に係る入間農業振興地域整備計画の変更について、意見を求めるもの。

1番から5番の、当事者、土地の表示、除外事由（利用目的）、その他参考事項は、配布議案書のとおりとなります。併せて、議案配布時に入間農業振興地域整備計画変更説明書も同封しております。説明は以上となります。

○議長

続いて、1番について、農業振興課に説明をお願いいたします。

○農業振興課

農業振興課の酒井です。よろしくお願いいたします。

議案番号1番、資料No.1をご覧ください。

除外申出地は別添資料のとおり、除外された場合の農地種別は第2種農地で、資材置場のための除外案件です。事業概要については配布説明書のとおりです。

申出者は、キャンピングトレーラーの小売業を営んでおります。事業の拡大とともに、既存の資材置場だけでは敷地が足りず、展示場や工場にも置かざるを得ず、管理上において支障をきたしていることに加えまして、既存の資材置場の契約方針が不透明な状況にあるなど、新たに資材置場を設ける必要性和緊急性に迫られていることから計画したものです。

土地の選定については、条件に見合う候補地がなかった中、計画地であれば、既存の事業所のアクセスが容易となり、業務の効率化が図られることから選定したものです。

計画地においては、周囲に農地がなく、農業上の支障はありません。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました、1番の資材置場について、皆様にご意見を伺います。

(久保田委員 挙手)

○農業委員10番(久保田勝君)

この会社自体は何年ぐらいになるのですか。

あと機械輸送するというので、ちょっと距離があると思いますが問題ないでしょうか。

○農業振興課

こちらの会社は、平成29年度から法人として事業を営んでおります。

機械輸送のところが現在の資材置場となっておりますけども、ここが契約更新できなような状況もありまして、既存箇所2箇所であれば法律的に受理頂いているということで、問題ないと判断しております。

○議長

ほかに何かございませんか。

それでは次に、2番について、説明をお願いいたします。

○農業振興課

議案番号2番、資料No.2をご覧ください。6ページになります。

除外申出地は別添資料のとおり、除外された場合の農地種別は第2種農地で、駐車場のための除外案件です。事業概要につきましては配布説明書のとおりです。

申出者は、市内で小売業を営んでおります。申出地の隣接地になります。

既存の駐車場ではスペースが不足しておりまして、来客時には一時的に隣接する市道に自家用車両を移動させるなどして、来客用の駐車スペースの確保に苦慮していることから、敷地を拡張し、新たに駐車場を確保する計画です。

計画地においては、周囲に農地がなく、農業上の支障はありません。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました2番の敷地拡張(駐車場)について、皆様にご意見を伺います。

○議長

よろしいですか。

それでは次に、3番について、説明をお願いいたします。

○農業振興課

議案番号3番、資料No.3をご覧ください。11ページになります。

除外申出地は別添資料のとおり、除外された場合の農地種別は第1種農地で、住宅用の通路及び駐車場のための除外案件です。事業概要につきましては配布説明書のとおりです。

申請地と隣接する計画者が居住する宅地への車両の出入りは、旗竿地の通路を使用せずに、接道から申請地農地に通路を設置して長年通行してきました。この違反状態を是正するために敷地を拡張し、既存通路から住宅敷地の出入口に至るための通路を設置するとともに、前回の転用当時より車両の保有台数が増えたことから駐車場も併せて設置する計画です。

計画地は、南側の隣接農地との境界にブロックを新設することから、農地への影響はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました3番の敷地拡張について、皆様にご意見を伺います。何かございませんか。

○議長

よろしいですか。

それでは次に、4番について、説明をお願いいたします。

○農業振興課

農業振興課の岸と申します。着座にて失礼いたします。

議案番号4番、資料No.4、16ページをご覧ください。

除外申出地は別添資料のとおりで、敷地拡張に伴う教職舎の新設となります。概要につきましては配布資料の通りになります。除外された場合の農地種別は、第1種農地となります。

申請者は、日頃より慢性的な部屋不足に悩んでおり、やむを得ず活動部屋と倉庫を兼用したり、交代で着替えを行うなど調整して対応している状況です。そのため、職員のプライバシー保護等に苦慮している状況とのことです。隣接する農地の筆の一部での申請であり、残りの農地との境界にはブロック塀を設置するため、農業上支障はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました4番の敷地拡張(教職舎)について、皆様にご意見を伺います。

○議長

よろしいですか。

次に、5番については、議事参与の制限の規定により、的場利夫推進委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(的場推進委員 退席)

それでは、5番について説明をお願いいたします。

○農業振興課

議案番号5番、資料No.5、20ページをご覧ください。

除外申出地は別添資料のとおり、外4筆となります。面積、除外事由、事業概要につきましては、配布資料のとおりとなります。除外された場合の農地種別は第1種農地です。

申請者は、現在の事業拡大を計画に伴い敷地拡張を行い、倉庫及び駐車場を増築する計画となっております。隣接農地との境界には緑地を設置するため、農業上の支障はないと考えております。

○議長

ありがとうございました

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました5番の敷地拡張(運送事業用地)について、皆様にご意見を伺います。

○議長

特にないようなので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨で回答してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

ここで、的場推進委員の退席を解除いたします。

(的場推進委員 着席)

続いて、議案第6号 金子地区（根岸地区を除く）、東金子地区、藤沢地区地域計画案についての農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、金子地区（根岸地区を除く）、東金子地区、藤沢地区地域計画案について農業振興課より説明を受け、皆様からご意見をいただきたいと思えます。

計画に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思えます。

はじめに、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号 金子地区（根岸地区を除く）、東金子地区、藤沢地区地域計画案についての農業委員会の意見について

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、金子地区（根岸地区を除く）、東金子地区、藤沢地区地域計画案について、意見を求めるもの。

別紙2、別紙3、別紙4のとおり。

説明は以上でございます。

○議長

次に、農業振興課に説明を願います。

○農業振興課

引き続き、農業振興課の岸にて説明させていただきます。

金子地区・東金子地区・東藤沢地区の地域計画及び目標地図の案につきましては、配布資料のとおりとなります。前回同様、こちらの資料は個人情報保護の観点より、総会終了後回収させていただきます。

令和7年7月18日に、この3地区の対象地区にて営農されている農業者様に、担い手への位置付けに関する希望調査及び協議の場の開催について、通知をさせていただきました。

8月29日には、こちら農村環境改善センターで協議の場を設けさせていただき、様々な意見をいただいた次第です。また、9月24日に、入間市茶業協会の役員会でお時間をいただき、地域計画について改めて説明させていただきました。

担い手への位置付けに関しては、通知を見て連絡いただいた方を反映させていただいております。皆様の耳に情報が行き届いていないこともあり、周知を強化し、今後、精度の高い目標地図の完成に努めていきます。

今後のスケジュールといたしましては、こちらの意見照会后、12月上旬からの2週間の縦覧を経て、12月末頃には策定の予定となっております。策定後も変更可能ですので問い合わせ等がありましたら農業振興課まで案内いただけますと幸いです。簡単ではございますが、以上説明となります。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課からの説明について、皆様にご意見を伺いたいと思います。

(久保田委員 挙手)

○農業委員10番(久保田勝君)

随時更新していくのかと思うのですが、何年ごとにアンケートを取ったりするのですか。

○農業振興課

目安としては1年ごとにするよう、全国的に国で言われているところではございますが、皆様のご都合等もありますので、協議の場を開くかどうかというのは、とりあえず未定ではございますが、1年ごとに見直しの機会を設けたいとは思っております。

○議長

ほかにごございますか

(中島伸吉委員 挙手)

○農業委員4番(中島伸吉君)

別紙3の一番下の方、2の(2)担い手の現存集積率というのが、東金子の分が書いていないので、わかっていたら教えていただきたいのですが。

○農業振興課

大変失礼いたしました。こちらは記載漏れでございます。

現存集積率は、次のページ裏面の利用者が書いてある22.6ヘクタールで、市の目標の集積率では56%とさせていただいておりますので、集積率はこの全体の85ヘクタールのうち、22.6ヘクタールとなりますので、大体30%ぐらいです。すみませんでした。

○議長

ほかにごございますか。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

今回の地区以外でも、入間市全体としての耕作地というのは把握しているのですか。

○農業振興課

昨年度に根岸地区を先行的に作らせていただいて、今年の夏頃に宮寺・二本木地区を作らせていただいたので、すべてを合わせれば、農業振興地域というのが網羅されるような形になるのですが、全体の数字はまだ出して。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

それは公開しないのですか。

○農業振興課

地区ごとの地域計画ということで作成しておりますので、全体のという形では今のところは考えていません。全体がどうかと思ったときにはすべての数字を合わせていただいて、導き出していただくという形であれば出るような形になります。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

例えば 10 年後の入間市の農業の行方を考えるとしたら、減少していく数字をすべて把握していないで入間市がどのような方向で地域計画を進めていくのか、農業についての数値を農業委員である私たちもわからないので、入間市全体を捉えてやっていただきたいと思います。近隣の市町村では、市全体を把握しているところも結構ありますよね。入間市も少しずつ広げているようですけど、その辺の方向性としてはどうなっているのですか。

○農業振興課

地域計画に関しましては、今お伝えしました地域ごとに、10 年後の農地をどうしていくかという計画となっております。入間市の農業をどうしていくか全体的に見たときとなると、農業振興地域整備計画がありますので、そちらの方と棲み分けをしているところでございます。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

農業振興地域整備計画というのは、5 年か 10 年ありますよね。それは、農業振興課に言えば見せてくださるのですか。

○農業振興課

そうですね。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

何年ごとですか。

○農業振興課

入間市では昨年見直しをさせていただいたところではあるんですけども、まだ面積とか道路になってしまっているところですか、全然把握しきれていないところがございますので、近年中にはそういうところもすべて整理をした面積等を整備したいとは考えております。

○議長

よろしいですか。

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

（農業振興課職員 退席）

○議長

次に、報告事項に入ります。

農地法第 3 条の 3 の規定による届出については 8 件、同法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については 2 件、同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については 7 件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第 3 条の規定により専決処分され、同規程第 5 条により報告第 1 号、第 2 号、第 3 号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後 3 時 3 5 分